

第36回 矢板市農業委員会議事録

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 令和2年5月20日(水) 午後4時00分
(2) 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

2 出席委員 15名

| | | | |
|----|-----------|----------|--|
| 会長 | 15番 八木澤寛夫 | | |
| 会員 | 1番 渡邊好雄 | 2番 鈴木英子 | |
| | 3番 福田英一 | 4番 君島道夫 | |
| | 5番 石塚英好 | 6番 阿久津正一 | |
| | 7番 山口榮一 | 8番 佐藤喜久男 | |
| | 9番 平久井順一 | 10番 大森克則 | |
| | 11番 渡邊幸史 | 12番 町野位夫 | |
| | 13番 斎藤典子 | 14番 渡邊浩正 | |

4 欠席委員

なし

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 買受適格証明願いについて
- (5) 非農地証明願いに係る処分決定について
- (6) 地籍調査事業に係る農地の地目認定について
- (7) 農用地利用集積計画に係る意見決定について
- (8) その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長…和田理男 事務局長補佐…高塩康幸 主任…土屋あゆ奈

7 会議の概要

定刻に至り会長が定数を確認。開会を宣言したのち、議事の審議に入った。

(1) 議事録署名委員の決定について

会長から議事録署名人を指名したい旨について、全員異議なく賛成したので、議事録署名人として鈴木英子氏及び齋藤典子氏が任命された。

(2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

事務局より議案第1号の説明がなされ、次に当番班長より現地調査の統括的な報告があった。第3条1件、第5条6件、非農地証明1件の現地調査を実施し、何ら問題なしとの見解が示された。詳細な報告は、各当番委員に求められた。

議案第1号についての詳細な報告が当番委員によってなされた。譲受人と譲渡人は親子であり、現在申請地では譲受人がすでにアスパラを耕作しているため、何ら問題なしとの見解が示された。

議案第1号についての質疑意見等を求めたが特になかった。

原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

(3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

次に議案第2号についての説明が事務局より行われ、詳細な報告が当番委員によってなされた。譲受人は現在イチゴ農家を経営している。始末書付きではあるが、何ら問題なしとの見解が示された。

続いて、議案第3号、議案第4号についての説明が事務局より行われ、詳細な報告が当番委員によってなされた。申請地は毎年手入れの行き届かない荒れ地となっており、農地としての活用も見込めないため、太陽光発電をすることは何ら問題なしとの見解が示された。

次に議案第5号についての説明が事務局より行われ、詳細な報告が当番委員によってなされた。申請地は不法投棄地帯となっており、農地としての活用も見込めないため、太陽光発電をすることは何ら問題なしとの見解が示された。

次に議案第6号についての説明が事務局より行われ、詳細な報告が当番委員によってなされた。申請地は荒れ地となっており、農地としての活用も見込めないため、太陽光発電をすることは何ら問題なしとの見解が示された。

次に議案第7号についての説明が事務局より行われ、詳細な報告が当番委員によってなされた。譲受人は譲渡人の孫で、一般住宅建設のための申請であること、また、申請地は農機具置き場として使用されていたため、転用は何ら問題なしとの見解が示された。

議案第2号から議案第7号についての質疑意見等が求められた。

議案第5号の地積について、議案書と案内図の錯誤が指摘され、事務局が訂正した。

議案7号について、地積 75 m²は宅地としては不足するとの質問があった。転用部分のみの面積であるため、実際の建設計画に要する地積は 124.88 m²であると事務局が回答した。

原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

(4) 買受適格証明願いについて

事務局より議案第8号の説明がなされ、会長より質疑意見等が求められた。該当地は土地改良区であるかどうか、また、それに関連する負債は発生しないのか、と質問があった。事務局が、現在土地改良区は存在しないので負債は発生しないと回答した。

ここで会長より暫時休憩がとられた。

会議が再開され、原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

事務局より議案第9号についての説明がなされ、質疑意見等を求めたが特になかった。原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

事務局より議案第10号についての説明がなされ、質疑意見等を求めたが特になかった。原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

(5) 非農地証明願いに係る処分決定について

事務局より議案第11号について説明が行われ、詳細な報告が当番委員によってなされた。現在は更地になっており、面積としても小さく農地と呼べる状態ではないので、何ら問題なしとの見解が示された。

議案第11号についての質疑応答を求めたが特になかった。

原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

(6) 地籍調査事業に係る農地の地目認定について

事務局より議案書の説明が行われた。議案第12号についての質疑応答を求めたが特になかった。

原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

(7) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

事務局より議案書の説明が行われた。議案についての質疑応答を求めたが特になかった。

原案について会長が委員に諮ったところ、満場意義なく承認された。

(8) その他

・種苗法について

・最適化推進委員の募集について

以上をもって議事の審議は終了し、会長が閉会を宣言した。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長

八木澤 寛夫

議事録署名委員

齋藤 典子

議事録署名委員

鈴木 菜子